

令和6年度居宅介護支援事業者

運営指導結果報告書

藍住町健康推進課介護保険室

# 1 運営指導の実施状況

- 目的

本町では、介護保険法第23条の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施する。

- 実施頻度

原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業者等について行うものとしている。

## 2 令和6年度指導事業者数

サービス種類	実施数
居宅介護支援	2事業者
合計	2事業者

### 3 主な指導内容

#### (1) 運営基準

##### 【運営規程】

番号	指摘事項
1	通常の事業の実施地域が重要事項説明書と異なっている
2	虐待の防止に関する事項が運営規程に記載されていない

##### 【重要事項説明書】

番号	指摘事項
1	苦情相談の連絡先が最新の情報になっていない

##### 【事故発生時の対応】

番号	指摘事項
1	事故発生時の対応マニュアルを作成していない

## 【令和7年4月1日から義務化となる項目】

番号	指摘事項
1	重要事項が事業所のウェブサイトに掲載されていない

### (2)人員基準

#### 【従業者の員数】

特に指摘なし

### (3)介護給付費算定

#### 【加算関係に係る指摘事項】

特に指摘なし

## 4 まとめ

- 運営規程や重要事項説明書等の見直しができおらず、内容が現在に適していないものがありましたので、一度見直しをお願いします。
- 令和7年4月1日から義務化される項目がありますので、必ず令和6年度内に準備をお願いします。